

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年5月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.nara.jp/49384.htm

執行機関名 奈良県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。)又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等(奈良県内に住所を有する者に限る。)に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(奈良県外の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。)又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等(奈良県内に住所を有する者に限る。)に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	奈良県外の私立高等学校等に在学する生徒の授業料軽減補助金交付要綱第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1 趣旨 知事は、奈良県外の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県内に所在する私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に定める通信制の課程及び同法第58条第1項に定める専攻科を除く。)に当該年度の9月30日現在在学する生徒(以下「生徒」という。)の学費の負担の軽減を図るために、授業料軽減事業を行う学校法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良県外の私立高等学校等に在学する生徒の授業料軽減補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	奈良県外の私立高等学校等に在学する生徒の授業料軽減補助金交付要綱第6
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	奈良県外の私立高等学校等に在学する生徒の授業料軽減補助金交付要綱第2の補助額についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	奈良県外の私立高等学校等に在学する生徒の授業料軽減補助金交付要綱第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		